

平成 23 年 6 月 17 日
消 防 庁**消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
等に対する意見募集の結果及び省令等の公布**

消防庁では、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等の内容について、平成 23 年 4 月 29 日から平成 23 年 5 月 28 日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、5 件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、本日、当該省令等を公布しました。

1 改正内容

今回の消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の主な改正事項は、以下のとおりです（省令及び告示の概要は別紙 1 のとおりです。）。

- (1) 大規模・高層の建築物等において、階段等に設ける階段通路誘導灯を非常用の照明装置（現行では予備電源は 30 分以上の容量で可）で代替する場合についても、60 分間以上作動できる容量の予備電源を備えることを要することとするものです。
- (2) 金属製管継手の JIS 規格として JISB2309 が制定されたことを受けて、連結送水管に用いる金属製管継手に当該型番を追加するものです。
- (3) ハロゲン化物消火設備に使用する消火剤として「F K - 5 - 1 - 1 2」が新たに追加され、その基準化が図られたことを受け、不活性ガス消火設備等の安全装置及び選択弁の基準について所要の改正を行うものです。
- (4) 講習受講者の負担軽減の観点から、消防設備士、危険物取扱者（危険物の取扱業務に従事する者に限る。）、甲種防火管理講習既修者（一定の建築物等に係る防火管理者に限る。）、消防設備点検資格者講習既修者、防火対象物点検資格者講習既修者、自衛消防業務講習既修者、防災管理講習既修者又は防災管理点検資格者講習既修者が受けることとされている講習の受講期限を見直すものです。
- (5) 消防庁長官が業務実施者を指定している「予防技術検定」について、公益法人に対する政府の方針に基づき、消防庁長官の関与のあり方を見直すこととし、あらかじめ予防技術検定の基準を定めた上で、同基準に適合する業務を行う者が、消防庁長官に対しその旨の確認を求めることができる制度に改めるものです。

2 意見募集の結果

省令案等について、平成 23 年 4 月 29 日から平成 23 年 5 月 28 日までの間、意見を募集したところ、5 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙 2 のとおりです。

3 省令等の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の省令等を平成 23 年 6 月 17 日に公布しました。

- (1) 消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 23 年総務省令第 55 号）

- (2) 誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件（平成 23 年消防庁告示第 6 号）
- (3) 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準及び不活性ガス消火設備等の選択弁の基準の一部を改正する件（平成 23 年消防庁告示第 7 号）
- (4) 甲種防火管理再講習について定める件等の一部を改正する件（平成 23 年消防庁告示第 8 号）
- (5) 消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件の一部を改正する件（平成 23 年消防庁告示第 9 号）



（事務連絡先）

消防庁予防課

（担当：滝補佐、永淵）

TEL 03 - 5253 - 7523（直通）

FAX 03 - 5253 - 7533

消防庁危険物保安室

（担当：大上補佐、加藤）

TEL 03 - 5253 - 7524（直通）

FAX 03 - 5253 - 7534

消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等について

平成 23 年 6 月
消 防 庁 予 防 課

1 大規模・高層の建築物等における停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る改正

【概要】

大規模・高層の建築物等において、階段等に設ける通路誘導灯（以下「階段通路誘導灯」という。）を、非常用の照明装置（以下「非常照明」という。）で代替する場合についても、60 分間以上作動できる容量の予備電源を備えることを要することとするため、消防法施行規則及び消防庁告示の改正を行うものである。

【理由】

平成 21 年 9 月の消防法施行規則の一部改正により、大規模・高層の建築物等においては、階段通路誘導灯について、その非常電源を 60 分間以上作動できる容量とすることが義務づけられた。一方、階段通路誘導灯については、従来より、建築基準法による非常照明が設置されている場合には階段通路誘導灯の設置を要しないこととなっているが、この場合の非常照明の予備電源の容量については、30 分間作動する容量があれば足りることとされている。

しかし、大規模・高層の建築物等では、地上とのアクセスが構造上制限されること、建築物内の移動距離が長くなること、強い揺れに伴い避難障害や要救助者を生ずるおそれがあること等から、避難を完了するまでに相当の時間を要することが想定され、大規模・高層の建築物等における停電時の長時間避難に対応した誘導表示が必要であるとする「大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会報告書」（平成 22 年度大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会）の提言がなされたことを踏まえ、所要の改正を行うものである。

【内容】

消防法施行令別表（以下「令別表」という。）第 1（1）項から（16 の 3）項までに掲げる大規模・高層の防火対象物（ ）の階段等に設ける階段通路誘導灯を非常照明で代替する場合にあっては、当該非常照明の予備電源の容量を 60 分間以上作動できる容量とすること。

() 大規模・高層の防火対象物とは、以下のいずれかに該当するものをいう。

令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすこと。

(1) 延べ面積五万平方メートル以上

(2) 地階を除く階数が十五以上であり、かつ、延べ面積三万平方メートル以上

令別表第1(16の2)項〔地下街〕に掲げる防火対象物で、延べ面積千平方メートル以上であること。

令別表第1(10)項〔駅・空港〕又は(16)項〔複合用途〕に掲げる防火対象物(同表(16)項に掲げる防火対象物にあっては、同表第1(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)で、乗降場が地階にあり、かつ、消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したものであること。

【施行期日・経過措置】

平成24年12月1日から施行する。

ただし、施行日において現に存する建築物等については、平成26年11月30日(施行日から2年)までの間は、なお従前の例による。

2 連結送水管に用いる金属製管継手に係る改正

【概要】

連結送水管に用いることのできる金属製管継手にJISB2309(ステンレス鋼製突合せ溶接式管継手)を追加するため、消防法施行規則の改正を行うものである。

【理由】

金属製管継手のJIS規格としてJISB2309が制定されたことを受けて、平成21年9月の消防法施行規則の一部改正により、屋内消火栓に用いる金属製管継手の基準に当該型番を追加したところであるが、連結送水管に用いる金属製管継手についても、その適合性が確認できたことから、当該型番を追加するために、消防法施行規則の改正を行うものである。

【内容】

連結送水管の設置及び維持に関する技術上の基準の細目において、連結送水管に用いることのできる金属製管継手(溶接式鋼管用継手)にJISB2309を追加すること。

【施行期日】

公布の日

3 ハロン代替消火剤の追加に伴う改正

【概要】

不活性ガス消火設備等の容器等に安全装置を設けるべき対象として「F K - 5 - 1 - 1 2」（ドデカフルオロ - 2 - メチルペンタン - 3 - オン）の貯蔵容器等を追加するため、消防庁告示の改正を行うものである。

【理由】

平成 22 年 8 月の消防法施行規則の一部改正により、ハロゲン化物消火設備に使用する消火剤として「F K - 5 - 1 - 1 2」が新たに追加され、その基準化が図られたところであるが、「F K - 5 - 1 - 1 2」の貯蔵容器等の安全装置の適正な作動圧力範囲等についても、その適合性が確認できたことから、消防庁告示の改正を行うものである。

【内容】

不活性ガス消火設備の安全装置の作動圧力範囲を定める貯蔵容器等の種別及び選択弁の作動試験の圧力範囲を定める消火設備の種別に「F K - 5 - 1 - 1 2」に係るものを追加すること。

【施行期日】

公布の日

4 消防設備士等に係る講習の受講期限の改正

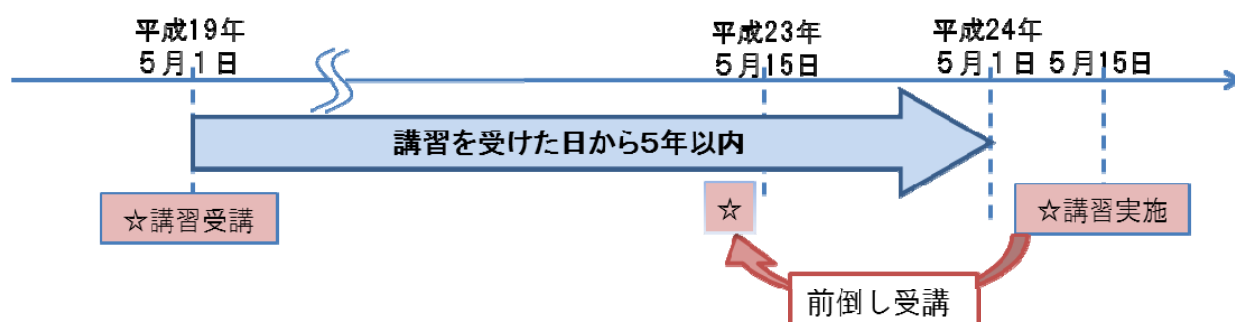
【概要】

講習受講者の負担軽減の観点から、消防設備士、危険物取扱者（危険物の取扱業務に従事する者に限る。）、甲種防火管理講習既修者（一定の建築物等に係る防火管理者に限る。）、消防設備点検資格者講習既修者、防火対象物点検資格者講習既修者、自衛消防業務講習既修者、防災管理講習既修者又は防災管理点検資格者講習既修者が受けることとされている講習の受講期限を見直すため、消防法施行規則、危険物の規制に関する規則及び関係する消防庁告示の改正を行うものである。

【理由】

講習の受講期限については、「免状の交付を受けた日又は直近の講習を受けた日から（２～）５年以内（資格等によって異なる）」と定められているが、当該講習の開催が年１回程度の地域においては、免状の交付を受けた日又は直近の講習を受けた日によっては、事実上講習期限の１年以上前の時点での受講又は遠隔地の講習会場における受講を余儀なくされている実態を踏まえ、受講期限を年度単位に改めることにより、受講者の負担軽減を図るものである。

【（例）消防設備士：A県の場合（講習は年一回（５月中旬）実施）】



【内容】

- (１) 消防設備士が受けることとされている講習の受講期限について次のとおりとする。
 - ア 「免状の交付を受けた日から２年以内」を「免状の交付を受けた日以後における最初の４月１日から２年以内」に改めること。
 - イ 「講習を受けた日から５年以内」を「講習を受けた日以後における最初の４月１日から５年以内」に改めること。
- (２) 危険物取扱者（危険物の取扱業務に従事する者に限る。）が受けることとされている講習の受講期限について、「免状の交付を受けた日又は講習を受けた日から３年以内」を「免状の交付を受けた日又は講習を受けた日以後における最初の４月１日から３年以内」に改めること。
- (３) 甲種防火管理講習既修者（一定の建築物等に係る防火管理者である者に限る。）又は防災管理講習既修者が受けることとされている講習の受講期限について、「最後に講習の課程を修了した日から５年以内」を「最後に講習の課程を修了した日以後における最初の４月１日から５年以内」に改めること。

(4) 消防設備点検資格者講習既修者、防火対象物点検資格者講習既修者又は防災管理点検資格者講習既修者が受けることとされている講習の受講期限について、「免状の交付を受けた日から 5 年以内」を「免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内」に改めること。

(5) 自衛消防業務講習既修者が受けることとされている講習の受講期限について、「講習の課程を修了した日から 5 年以内」を「講習の課程を修了した日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内」に改めること。

(6) 上記 (1) ~ (5) の改正に伴い、所要の経過措置を設けること。

【施行期日】

平成 24 年 4 月 1 日

5 予防技術検定の改正

【概要】

消防庁長官が業務を実施する者を指定している予防技術検定について、あらかじめ予防技術検定の基準を定めた上で、同基準に適合する業務を行う者が、消防庁長官に対し、当該業務が予防技術検定に該当することの確認を求めることができる制度に改めるため、消防庁告示の改正を行うものである。

【理由】

公益法人に対する政府の方針に基づき、予防技術検定の実施者に対する消防庁長官の関与のあり方を見直し、同検定を実施する者を消防庁長官が指定する現行の制度から、予防技術検定業務を実施しようとする者の求めに応じて消防庁長官が確認する制度に改めることにより、同業務への新たな実施者の参入の可能性及びその手続を明確化するためである。

【内容】

予防技術検定について、次のとおりとする。

(1) 予防技術検定の定義を「消防庁長官が指定する試験」から「予防業務全般及び防火査察、消防用設備等又は危険物に関する高度な知識及び技術についての試験として消防庁長官が確認したもの」に改めること。

- (2) 予防技術検定は、公正に、かつ、消防庁告示に定める基準（以下「予防技術検定基準」という。）に適合する方法により行わなければならないこととすること。
- (3) 予防技術検定の実施に関する事務は、消防庁長官が指定する者が実施するものとする規定を削除すること。
- (4) 予防技術検定基準に適合する試験を行う者は、消防庁長官に対し、当該試験が予防技術検定に該当することの確認を求めることができることとし、その手続を定めること。
- (5) 消防庁長官は、予防技術検定に該当することを確認した試験が、予防技術検定基準に適合しなくなったと認めるときは、必要な措置をとるべきことを命ずることができるほか、必要な報告を求めることができることとすること。
- (6) 消防庁長官は、(5) の命令に違反したとき又は(5) の報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、予防技術検定に該当することの確認を取り消すことができることとすること。
- (7) 予防技術検定を行う者は、当該業務の休廃止をしようとするときは、あらかじめ、消防庁長官にその旨を届け出なければならないこととすること。
- (8) (1) ～ (7) の改正に伴い、所要の経過措置を設けること。

【施行期日】

平成 23 年 9 月 1 日

【消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等についての御意見の概要及び御意見に対する考え方】

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
消防設備士等に係る講習の受講期限の改正に関する御意見		
No.1	「翌年度の開始の日」とあるが、「年度」とは、（事務又は会計決算などの）便宜によって区分した一年間を表すものであり、当然に4月1日からの1年間をいうものではない。現在の改正案では何月何日から開始する年度であるのかが必ずしも明確ではないことから、受講期限に係る表現を明確にすべきである。	現行案についても、法令に基づく講習の受講期限を定める他の法令等で用例のあるものではありませんが、いただいた御意見等を踏まえ、「日の属する年度の翌年度の開始の日から」とあるのは、「日以後における最初の4月1日から」に改めます。
No.2	現在の改正案では受講者全員の受講期限が年度末になることから年度末に受講者が集中し、受講できない場合が多数発生する恐れがある。 受講日の属する月から複数月（1～3ヶ月）以内に受講することとして、年度内の受講者の平準化を図る必要がある。	講習開催が年一回の地域（全国約20～30県程度）においては、受講期限の約1年前に受講しなければならない場合や遠隔地で受講しなければならない場合等の負担を生ずることがあることから、今回の改正を行うものです。そのため、例えば毎年12月にのみ講習を開催しているA県から毎年5月にのみ講習を開催しているB県に転居した者などの場合に、ご提案では現状の問題点を解消できないことから、受講期限を年度単位とするものです。ただし、一年間に複数回講習を開催されている地域では、受講が年度末に過度に集中しないよう、受講者への周知を十分に図るとともに、受講者数に応じた会場確保等の運営上の準備のための期間を確保するため、施行日を平成23年10月1日から、平成24年4月1日に改めます。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
大規模・高層の建築物等における停電時の長時間避難に対応した誘導表示に係る改正に関する御意見		
No.3	避難に 60 分以上かかる建築物等には避難時間に見合った予備電源の容量とし、60 分間以上作動できる容量の予備電源を備えることが義務づけられている建築物等であっても、階数が低く階段の数が多い建築物等であれば、予備電源の容量を緩和するなど、避難に要する時間に応じた予備電源の容量を義務づけてほしい。 また、既存建築物等には特例措置の検討を要望する。	「大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会報告書」を踏まえて、60 分間以上作動できる容量の予備電源を備える階段通路誘導灯の設置を義務づけられている大規模・高層の建築物等において、階段通路誘導灯を非常照明で代替する場合についても、60 分間以上作動できる容量の予備電源を備えることを要することとするのが今回の改正です。 今回の改正の対象である大規模・高層の建築物等とは、用途や延べ面積の広さにより、地上とのアクセスが構造上制限されること、建築物内の移動距離が長くなること、強い揺れに伴い避難障害や要救助者を生ずるおそれがあること等から、避難を完了するまでの間に相当の時間を要することが想定される建築物等です。そのため、たとえ階数が低く階段の数が多い建築物等であっても、最低でも 60 分間は誘導灯又は非常照明が作動することが必要です。なお、避難完了までに 60 分間以上の時間を要することが明らかな場合は、さらに容量の大きな予備電源を備えることが望ましいと考えます。 また、既存建築物等であっても、新築建築物等と同様に火災等が発生した場合の危険性が認められることから、今回の改正の対象としているところですが、設置に要する期間等を考慮して、施行日から 2 年間（平成 26 年 11 月 30 日まで）の経過措置期間を設けることとしております。

番号	御意見の概要	御意見に対する考え方
No.4	過去の改正では、新基準の適用にあたって従前の規定を適用することにより、既存の設備の更新まで使用できるものは使用してきたが、今回も同様の対応をお願いしたい。	既存建築物等であっても、新築建築物等と同様に火災等が発生した場合の危険性が認められることから、今回の改正の対象としているところですが、要件を満たす予備電源の設置等に要する期間等を考慮して、施行日から2年間(平成26年11月30日まで)の経過措置期間を設けることとしております。 なお、平成21年9月の誘導灯の非常電源に係る改正においても、同様の考え方にに基づき、既存建築物等についても対象とした上で、施行日から2年間の経過措置期間を設けているところです。
No.5	誘導灯については、過去にも改正があり、事業者にとっては費用負担が大きくなるため、類似の案件については、とりまとめて一度に改正してほしい。複数回にわたって改正することとなった経緯について説明してほしい。	大規模・高層の建築物等における停電時の長時間避難に対応した誘導灯の基準については、「大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会」において検討が行われ、平成21年9月に行った誘導灯の非常電源の容量に係る改正については、同検討会の中間報告(平成21年2月)に基づき行ったものです。 一方、今回の改正については、その後の同検討会の検討を経てとりまとめられた「大規模地震に対応した消防用設備等のあり方に関する検討会報告書」(平成23年3月)の内容を踏まえて行うものです。 消防庁としては、大規模・高層の建築物等については火災等が発生したときの被害が他の建築物等より特に大きいおそれがあることを踏まえ、同検討会により必要と判断された内容については、順次、改正を行ってきたところですが、ご指摘の意見も踏まえて、今後は改正時期の調整等についても配慮したいと考えております。

○総務省令第五十五号

消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十三条の二十三及び第十七条の十並びに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第二十六条第一項ただし書及び第三十三条の規定に基づき、消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月十七日

総務大臣 片山 善博

消防法施行規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

（消防法施行規則の一部改正）

第一条 消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二項第四号中「非常用の照明装置」を「建築基準法施行令第二百二十六条の四に規定する非常用の照明装置（次条において「非常用の照明装置」という。）（消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場（地階にあるものに限る。）に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設けるもの（消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられ

ているものを除く。)にあつては、六十分間作動できる容量以上のものに限る。)に改める。

第三十一条第五号ハの表フランジ継手以外の継手の部溶接式鋼管用継手の項中「B二二二二」を「B二二〇九、B二二二二」に改める。

第三十三条の十七第一項中「受けた日」及び同条第二項中「同項の講習を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

(危険物の規制に関する規則の一部改正)

第二条 危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の十四第一項中「講習を受けた日」及び同条第二項中「同項の講習を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中消防法施行規則第三十三条の十七の改正規定及び第二条の規定 平成二十四年四月一日

二 第一条中消防法施行規則第二十八条の二第二項第四号の改正規定 平成二十四年十二月一日

（経過措置）

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日（次項において「第一号施行日」という。）前までに第一条による改正前の消防法施行規則第三十三条の十七第一項又は第二項に規定する講習を受けなければならない者については、第一条による改正後の消防法施行規則（第三項において「新規則」という。）第三十三条の十七第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該講習を受けるまでの間に限り、なお従前の例による。

2 第一号施行日前までに第二条による改正前の危険物の規制に関する規則第五十八条の十四第一項又は第二項に規定する講習を受けなければならない者については、第二条による改正後の危険物の規制に関する規則第五十八条の十四第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該講習を受けるまでの間に限り、なお従前の例による。

3 前条第二号に掲げる規定の施行の日において現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における誘導灯のうち、

新規則第二十八條の二第二項第四号の規定に適合しないものに係る技術上の基準の細目については、平成二十六年十一月三十日までの間は、なお従前の例による。

○消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分） 第二十八条の二（略） 2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。 一 三（略） 四 令別表第一（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、<u>建築基準法施行令第二百二十六条の四に規定する非常用の照明装置（次条において「非常用の照明装置」という。）</u>（消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場（地階にあるものに限る。）に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設けるもの（消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられているものを除く。）にあつては、六十分間作動できる容量以上のものに限る。）が設けられているもの。 （連結送水管に関する基準の細目）	（誘導灯及び誘導標識を設置することを要しない防火対象物又はその部分） 第二十八条の二（略） 2 令第二十六条第一項ただし書の総務省令で定めるものは、通路誘導灯については、次の各号に定める部分とする。 一 三（略） 四 令別表第一（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物の階段又は傾斜路のうち、<u>非常用の照明装置</u> が設けられているもの。 （連結送水管に関する基準の細目）

第三十一条 連結送水管の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 四の二 (略)

五 配管は、次のイからチまでに定めるところによること。

イ・ロ (略)

ハ (略)

種	類		日本工業規格
	フランジ継手	ねじ込み式継手	
フランジ継手	ねじ込み式継手	B二二二〇又はB二二三九	日本工業規格
フランジ継手以外の継手	溶接式継手	B二二二〇	
			B二三〇一、B二三〇二又はB二三〇八のうち材料にG三二一四(SUS F 三〇四又はSUS F 三一六に限る。)又はG五一二一(SCS一三又はSCS一四に限る。)を用いるもの
			B二三〇九、B二三一〇、B二三一一又はB二三一二又はB二三一二(G三四六八を材料とするものを除く。)

ニ・チ (略)

六・十 (略)

(講習)

第三十一条 連結送水管の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。

一 四の二 (略)

五 配管は、次のイからチまでに定めるところによること。

イ・ロ (略)

ハ (略)

種	類		日本工業規格
	フランジ継手	ねじ込み式継手	
フランジ継手	ねじ込み式継手	B二二二〇又はB二二三九	日本工業規格
フランジ継手以外の継手	溶接式継手	B二二二〇	
			B二三〇一、B二三〇二又はB二三〇八のうち材料にG三二一四(SUS F 三〇四又はSUS F 三一六に限る。)又はG五一二一(SCS一三又はSCS一四に限る。)を用いるもの
			B二三一〇、B二三一一又はB二三一二又はB二三一二(G三四六八を材料とするものを除く。)

ニ・チ (略)

六・十 (略)

(講習)

第三十三条の十七 消防設備士は、免状の交付を受けた日以降における最初の四月一日から二年以内に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。 2 前項の消防設備士は、同項の講習を受けた日以降における最初の四月一日から五年以内に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても同様とする。 3 (略)	第三十三条の十七 消防設備士は、免状の交付を受けた日 から二年以内に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。 2 前項の消防設備士は、同項の講習を受けた日 から五年以内に法第十七条の十に規定する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても同様とする。 3 (略)
--	--

改 正 案	現 行
（講習） 第五十八条の十四 法第十三条の二十三の規定により、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、当該取扱作業に従事することとなつた日から一年以内に講習を受けなければならない。ただし、当該取扱作業に従事することとなつた日前二年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内に講習を受けることをもつて足りるものとする。 2 前項の危険物取扱者は、同項の講習を受けた日以後における最初の四月一日から三年以内に講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても、同様とする。 3 （略）	（講習） 第五十八条の十四 法第十三条の二十三の規定により、製造所等において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、当該取扱作業に従事することとなつた日から一年以内に講習を受けなければならない。ただし、当該取扱作業に従事することとなつた日前二年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、それぞれ当該免状の交付を受けた日又は当該講習を受けた日 から三年以内に講習を受けることをもつて足りるものとする。 2 前項の危険物取扱者は、同項の講習を受けた日 から三年以内に講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても、同様とする。 3 （略）

○消防庁告示第六号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十八条の二第二項第四号の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十七日

消防庁長官 久保 信保

第一中「第二十八条の二第一項第三号ハ」の下に「及び第二項第四号」を加える。

第三の二中「規則第二十八条の三第四項第三号の二及び第十号」を「規則第二十八条の二第二項第四号並びに第二十八条の三第四項第三号の二及び第十号」に改める。

第四中「規則第二十八条の三第四項第十号」を「規則第二十八条の二第二項第四号及び第二十八条の三第四項第十号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十四年十二月一日から施行する。

誘導灯及び誘導標識の基準の一部を改正する件 新旧対照表
 ○誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）

（傍線は改正部分）

改 正 案	現 行
第一 趣旨 この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）<u>第二十八条の二第一項第三号八及び第二項第四号並びに第二十八条の三第三項第一号八、第四項第三号の二及び第十号並びに第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準を定めるものとする。</u> 第三の二 通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目 規則第二十八条の二第二項第四号並びに第二十八条の三第四項第三号の二及び第十号の消防庁長官が定める通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次に定めるところによる。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあつては、この限りでない。 一〇五 （略）	第一 趣旨 この告示は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）<u>第二十八条の二第一項第三号八並びに第二十八条の三第三項第一号八、第四項第三号の二及び第十号並びに第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準を定めるものとする。</u> 第三の二 通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目 規則第二十八条の三第四項第三号の二及び第十号 の消防庁長官が定める通路誘導灯を補完するために設けられる蓄光式誘導標識の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次に定めるところによる。ただし、光を発する帯状の標示を設けることその他の方法によりこれと同等以上の避難安全性が確保されている場合にあつては、この限りでない。 一〇五 （略）

第四 非常電源の容量を六十分間とする防火対象物の要件 規則第二十八条の二第二項第四号及び第二十八条の三第四項第十号の消防庁長官が定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 三 (略)	第四 非常電源の容量を六十分間とする防火対象物の要件 規則第二十八条の三第四項第十号の消防庁長官が定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一 三 (略)
--	---

○消防庁告示第七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二十条第四項第四号イ、第六号の二、第八号、第十号及び第十一号の規定に基づき、不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和五十一年消防庁告示第九号）及び不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成七年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十七日

消防庁長官 久保 信保

（不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準の一部改正）

第一条 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和五十一年消防庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

第四第一号（二）ハイの表及び同号（二）ハニの表中「及びHFC―二二七e a」を「、HFC―二二七e a及びFK―五―一二」に改める。

（不活性ガス消火設備等の選択弁の基準の一部改正）

第二条 不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成七年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第六の表消火設備の種別の欄中「及びHFC―二二七e a」を「、HFC―二二七e a及びFK―五―

一―二―」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準及び不活性ガス消火設備等の選択弁の基準の一部を改正する件 新旧対照表
 ○不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和五十一年消防庁告示第九号）
 （傍線は改正部分）

改 正 案	現 行												
第一（第三）（略） 第四 安全装置 一 容器等の安全装置 （一）（略） （二）（一）に掲げる以外の容器等に設ける安全装置は、第三、一から三まで及び四（貯蔵タンクに設けるものを除く。）の規定の例によるほか、次のイからハまでに適合するものでなければならぬ。 イ・ロ（略） ハ 作動圧力範囲又は作動温度範囲は、次に定めるところによること。 （イ） 封板式のものにあつては、次の表の上欄に掲げる当該安全装置を設ける容器等の種別に応じ、同表下欄に掲げる作動圧力範囲で作動するものであること。 <table border="1" data-bbox="231 219 383 1070"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="295 219 383 701">安全装置を設ける容器等の種別</th></tr> <tr> <td data-bbox="295 701 383 884">作動圧力範囲（メガパスカル）</td><td data-bbox="295 884 383 1070"></td></tr> <tr> <td data-bbox="231 701 295 884">上 限</td><td data-bbox="231 884 295 1070">下 限</td></tr> </table>	安全装置を設ける容器等の種別		作動圧力範囲（メガパスカル）		上 限	下 限	第一（第三）（略） 第四 安全装置 一 容器等の安全装置 （一）（略） （二）（一）に掲げる以外の容器等に設ける安全装置は、第三、一から三まで及び四（貯蔵タンクに設けるものを除く。）の規定の例によるほか、次のイからハまでに適合するものでなければならぬ。 イ・ロ（略） ハ 作動圧力範囲又は作動温度範囲は、次に定めるところによること。 （イ） 封板式のものにあつては、次の表の上欄に掲げる当該安全装置を設ける容器等の種別に応じ、同表下欄に掲げる作動圧力範囲で作動するものであること。 <table border="1" data-bbox="231 1160 383 2011"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="295 1160 383 1641">安全装置を設ける容器等の種別</th></tr> <tr> <td data-bbox="295 1641 383 1825">作動圧力範囲（メガパスカル）</td><td data-bbox="295 1825 383 2011"></td></tr> <tr> <td data-bbox="231 1641 295 1825">上 限</td><td data-bbox="231 1825 295 2011">下 限</td></tr> </table>	安全装置を設ける容器等の種別		作動圧力範囲（メガパスカル）		上 限	下 限
安全装置を設ける容器等の種別													
作動圧力範囲（メガパスカル）													
上 限	下 限												
安全装置を設ける容器等の種別													
作動圧力範囲（メガパスカル）													
上 限	下 限												

等 容 貯 蔵				
ハロゲン化物 消火設備用 (ハロン二四 〇二)及び粉 末消火設備用		一、一三〇 (ハロン二 消火設備用 ハロゲン化物 五、四一)及び 五及びIG一五 素、IG一五 火設備用(室 不活性ガス消 三)	不活性ガス消火設備用(二 酸化炭素)及びハロゲン化 物消火設備用(HFC二 三)	
その他のも	A	その他のも	A	
調整圧力値の 一・五倍)	P_1	$P_1 \times 0.8$	P_1	P_1
調整圧力値の 一・五倍)	調整圧力値の 一・五倍)	調整圧力値の 一・五倍)	調整圧力値の 一・五倍)	調整圧力値の 一・五倍)

等 容 貯 蔵				
ハロゲン化物 消火設備用 (ハロン二四 〇二)及び粉 末消火設備用		一、一三〇 (ハロン二 消火設備用 ハロゲン化物 五、四一)及び 五及びIG一五 素、IG一五 火設備用(室 不活性ガス消 三)	不活性ガス消火設備用(二 酸化炭素)及びハロゲン化 物消火設備用(HFC二 三)	
その他のも	A	その他のも	A	
調整圧力値の 一・五倍)	P_1	$P_1 \times 0.8$	P_1	P_1
調整圧力値の 一・五倍)	調整圧力値の 一・五倍)	調整圧力値の 一・五倍)	調整圧力値の 一・五倍)	調整圧力値の 一・五倍)

欄に掲げる作動圧力範囲で作動するものであること。

(二) 蒸気用以外の安全弁にあつては、次の表の上欄に掲げる当該安全装置を設ける貯蔵容器の種別に応じ、同表下

備考

欄に掲げる作動圧力範囲で作動するものであること。

(二) 蒸気用以外の安全弁にあつては、次の表の上欄に掲げる当該安全装置を設ける貯蔵容器の種別に応じ、同表下

備考

備考 (略)	用び 粉末 消火 設備
	のそ もの 他
	八 P ₁ 以 × 下 ○ ・
	以 P ₃ 上 × 一 ・ 一
	八 P ₃ 以 × 上 ○ ・ 六
備考 (略)	用び 粉末 消火 設備
	のそ もの 他
	八 P ₁ 以 × 下 ○ ・
	以 P ₃ 上 × 一 ・ 一
	八 P ₃ 以 × 上 ○ ・ 六

。不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成七年消防庁告示第二号）

（傍線は改正部分）

改 正 案				現 行			
第六 作動試験 選択弁は、次の表の上欄に掲げる消火設備の種別に応じ、同表の下欄に掲げる上限値及び下限値の窒素ガス圧力又は空気圧力を弁の一次側に加えた状態で開放装置及び手動により操作した場合に、確実かつ円滑に開放するものであること。				第六 作動試験 選択弁は、次の表の上欄に掲げる消火設備の種別に応じ、同表の下欄に掲げる上限値及び下限値の窒素ガス圧力又は空気圧力を弁の一次側に加えた状態で開放装置及び手動により操作した場合に、確実かつ円滑に開放するものであること。			
消 火 設 備 の 種 別	窒素ガス圧力又は空気圧 力（メガパスカル）			二酸化炭素を放射するもののうち定圧式のもの			火設備 不活性ガス消
上限値	下限値	二・三	最高使用圧力	窒素、IG—五五 又はIG—五四— を放射するもの	零下二十度における内部圧力	零下二十度における内部圧力（圧力調整装置付のものにあつて	

第七（略）	ハロゲン化物消火設備（ハロン 一二一一、ハロン一三〇一、H FC一二三、HFC一ニ二七 e a及びFK一五一一一二）	ハロゲン化物消火設備（ハロン 一二一一、ハロン一三〇一、H FC一二三及びHFC一ニ二七 e a
	ハロゲン化物消火設備（ハロン 二四〇二）及び粉末消火設備	ハロゲン化物消火設備（ハロン 二四〇二）及び粉末消火設備
第七（略）	は、調整圧力）	は、調整圧力）
	零下二十度にお ける内部圧力	零下二十度にお ける内部圧力
第七（略）	最高使用圧力の 〇・八倍の圧力	最高使用圧力の 〇・八倍の圧力

○消防庁告示第八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二条の三第一項、第四条の二の四第五項第六号、第四条の二の十四第五項、第三十一条の六第七項第六号、第五十一条の七第一項及び第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、甲種防火管理再講習について定める件（平成十六年消防庁告示第二号）等の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十七日

消防庁長官 久保 信保

（甲種防火管理再講習について定める件の一部改正）

第一条 甲種防火管理再講習について定める件（平成十六年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「修了した日」及び第二号中「直近の再講習の課程を修了した日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第三十一条の六第六項第六号の期間を定める件の一部改正）

第二条 消防法施行規則第三十一条の六第六項第六号の期間を定める件（平成十二年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第一中「交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件の一部改正）

第三条 消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件（平成十四年消防庁告示第九号）の一部を次のように改正する。

第一中「交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（自衛消防業務再講習について定める件の一部改正）

第四条 自衛消防業務再講習について定める件（平成二十年消防庁告示第十五号）の一部を次のように改正する。

「当該講習の課程を修了した日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（防災管理再講習について定める件の一部改正）

第五条 防災管理再講習について定める件（平成二十年消防庁告示第十七号）の一部を次のように改正する。

第一号中「修了した日」及び第二号中「直近の再講習の課程を修了した日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件の一部改正）

第六条 消防法施行規則第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件（平成二十年消防庁告示第二十号）の一部を次のように改正する。

第一中「交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部改正）

第七条 消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「免状の交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づ

き、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部改正）

第八条 消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成十六年消防庁告示第十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「免状の交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

（消防法施行規則第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件の一部改正）

第九条 消防法施行規則第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成二十年消防庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「免状の交付を受けた日」の下に「以後における最初の四月一日」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日までに、第一条による改正前の甲種防火管理再講習について定める件第一号又は第二号に規定する再講習を受けなければならない者については、同条による改正後の甲種防火管理再講習について定める件第一号又は第二号の規定にかかわらず、当該再講習を受けるまでの間に限り、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に交付されている特種消防設備点検資格者免状、第一種消防設備点検資格者免状又は第二種消防設備点検資格者免状は、それぞれ第七条による改正後の消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件別記様式の特種消防設備点検資格者免状、第一種消防設備点検資格者免状又は第二種消防設備点検資格者免状とみなす。

4 この告示の施行の際現に交付されている防火対象物点検資格者免状は、第八条による改正後の消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習

習機関の行う講習に係る基準を定める件別記様式の防火対象物点検資格者免状とみなす。

5 この告示の施行の際現に交付されている防災管理点検資格者免状は、第九条による改正後の消防法施行規則第五十一条の十三第二項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件別記様式の防災管理点検資格者免状とみなす。

甲種防火管理再講習について定める件等の一部を改正する件 新旧対照表

○ 甲種防火管理再講習について定める件（平成十六年消防庁告示第二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の二の二第一号の防火対象物の防火管理者（規則第二条の二の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。以下「防火管理者」という。）に定められた日の四年前までに講習（規則第二条の三第一項に規定する甲種防火管理新規講習又は再講習をいう。以下同じ。）の課程を修了した防火管理者にあつては防火管理者に定められた日から一年以内に、それ以外の防火管理者にあつては最後に講習の課程を修了した日以降における最初の四月一日から五年以内に再講習の課程（次号において「直近の再講習の課程」という。）を修了しなければならない。 二 前号の防火管理者は、直近の再講習の課程を修了した日以降における最初の四月一日から五年以内に再講習の課程を修了しなければならない。当該再講習の課程を修了した日以降においても同様とする。	一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の二の二第一号の防火対象物の防火管理者（規則第二条の二の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。以下「防火管理者」という。）に定められた日の四年前までに講習（規則第二条の三第一項に規定する甲種防火管理新規講習又は再講習をいう。以下同じ。）の課程を修了した防火管理者にあつては防火管理者に定められた日から一年以内に、それ以外の防火管理者にあつては最後に講習の課程を修了した日から五年以内に再講習の課程（次号において「直近の再講習の課程」という。）を修了しなければならない。 二 前号の防火管理者は、直近の再講習の課程を修了した日から五年以内に再講習の課程を修了しなければならない。当該再講習の課程を修了した日以降においても同様とする。

○消防法施行規則第三十一条の六第六項第六号の期間を定める件（平成十二年消防庁告示第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一 期間 消防法施行規則第三十一条の六第六項第六号の期間（以下「期間」という。）は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。 第二（略）	第一 期間 消防法施行規則第三十一条の六第六項第六号の期間（以下「期間」という。）は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日 から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。 第二（略）

○消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件（平成十四年消防庁告示第九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一 期間 消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の期間（以下「期間」という。）は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。 第二（略）	第一 期間 消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の期間（以下「期間」という。）は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日 から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。 第二（略）

○ 自衛消防業務再講習について定める件（平成二十年消防庁告示第十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
規則第四条の二の十四第一項に規定する自衛消防業務新規講習の課程を修了した者は、当該講習の課程を修了した日以降における最初の四月一日から五年以内に、再講習の課程を修了しなければならない。当該再講習の課程を修了した日以降においても同様とする。	規則第四条の二の十四第一項に規定する自衛消防業務新規講習の課程を修了した者は、当該講習の課程を修了した日 から五年以内に、再講習の課程を修了しなければならない。当該再講習の課程を修了した日以降においても同様とする。

○防災管理再講習について定める件（平成二十年消防庁告示第十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
一 防災管理者に定められた日の四年前までに講習（規則第五十一条の七第一項に規定する防災管理新規講習又は再講習をいう。以下同じ。）の課程を修了した防災管理者にあつては防災管理者に定められた日から一年以内に、それ以外の防火管理者にあつては最後に講習の課程を修了した日以降における最初の四月一日から五年以内に再講習の課程（次号において「直近の再講習の課程」という。）を修了しなければならない。 二 前号の防災管理者は、直近の再講習の課程を修了した日以降における最初の四月一日から五年以内に再講習の課程を修了しなければならない。当該再講習の課程を修了した日以降においても同様とする。	一 防災管理者に定められた日の四年前までに講習（規則第五十一条の七第一項に規定する防災管理新規講習又は再講習をいう。以下同じ。）の課程を修了した防災管理者にあつては防災管理者に定められた日から一年以内に、それ以外の防火管理者にあつては最後に講習の課程を修了した日 から五年以内に再講習の課程（次号において「直近の再講習の課程」という。）を修了しなければならない。 二 前号の防災管理者は、直近の再講習の課程を修了した日 から五年以内に再講習の課程を修了しなければならない。当該再講習の課程を修了した日以降においても同様とする。

○ 消防法施行規則第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件（平成二十年消防庁告示第二十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一 期間 消防法施行規則第五十一条の六第六項第六号の期間（以下「期間」という。）は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日以後における最初の四月一日から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。 第二（略）	第一 期間 消防法施行規則第五十一条の六第六項第六号の期間（以下「期間」という。）は、登録講習機関が発行する免状の交付を受けた日 から五年以内とする。ただし、第二の事情により期間内に免状の交付を受けることが困難であると登録講習機関が認めるときは、当該期間を一年間延長するものとする。 第二（略）

○ 消防法施行規則第三十一条の七第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件(平成十六年消防庁告示第十八号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
(その1) 表面 54mm 85mm 48mm 79mm 写真 30mm 24mm 印 氏 名 生 年 月 日 本 籍 年 月 日 交付年月日 交付番号 有 効 期 限 年 月 日 まで 登 録 講 習 機 関 名 特種消防設備点検資格者免状 裏面 備考 1 特種消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日から起算して5年以内の講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければならない。なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合がある。その旨を留意して再講習を受講すること。 備考 1 用紙の表面には、無色透明の薄板を貼着させるものとする。 2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。	(その1) 表面 54mm 85mm 48mm 79mm 写真 30mm 24mm 印 氏 名 生 年 月 日 本 籍 年 月 日 交付年月日 交付番号 有 効 期 限 年 月 日 まで 登 録 講 習 機 関 名 特種消防設備点検資格者免状 裏面 備考 1 特種消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日から起算して5年以内に講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければならない。なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合がある。その旨を留意して再講習を受講すること。 備考 1 用紙の表面には、無色透明の薄板を貼着させるものとする。 2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

第1種消防設備点検資格者免状

(その2)

表面

85mm

48mm

54mm

79mm

第1種消防設備点検資格者免状

氏名 生年月日 年 月 日 本籍 交付年月日 年 月 日 交付番号

有効期限 年 月 日まで

登録講習機関名

写真 30mm

24mm

印

裏面

1 第1種消防設備点検資格者は、この免状に記載されている消防用設備等の種類に限り点検することができる。

2 消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日から原則として最初の四月一日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。

なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合があるので、その旨を留意して再講習を受講すること。

点検を行うことができる消防用設備等の種類

消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化炭素消火設備、粉粒消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、連結排水設備及び連結排水管

備考

備考 1 用紙の表面には、無色透明の薄紙を接着させるものとする。
2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

第1種消防設備点検資格者免状

(その2)

表面

85mm

48mm

54mm

79mm

第1種消防設備点検資格者免状

氏名 生年月日 年 月 日 本籍 交付年月日 年 月 日 交付番号

有効期限 年 月 日まで

登録講習機関名

写真 30mm

24mm

印

裏面

1 第1種消防設備点検資格者は、この免状に記載されている消防用設備等の種類に限り点検することができる。

2 消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。

なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合があるので、その旨を留意して再講習を受講すること。

点検を行うことができる消防用設備等の種類

消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化炭素消火設備、粉粒消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、連結排水設備及び連結排水管

備考

備考 1 用紙の表面には、無色透明の薄紙を接着させるものとする。
2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

第2種消防設備点検資格者免状

(その3)

表面

85mm

54mm

48mm

79mm

第2種消防設備点検資格者免状

氏 名 年 月 日 年 月 日 年 月 日

生 年 月 日 年 月 日 年 月 日

本 籍 年 月 日 年 月 日 年 月 日

交付年月日 交付番号

有効期限 年 月 日まで

登録講習機関名

写真 30mm

24mm

印

裏面

- 1 第2種消防設備点検資格者は、この免状に記載されている消防用設備等の種類に限り点検することができる。
 - 2 消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日から起算して最初の四ヶ月一日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。
- なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合は、その旨を留意して再講習を受講すること。

点検を行うことができる消防用設備等の種類

自動火災警知設備、ガス漏れ火災警報設備、濃煙火災警報設備、消防機関へ通報する火災警知設備、非常警報装置、避難誘導設備、避難器具、防煙灯、防煙設備、排煙設備、非常コンセント設備及び無線通信補助設備

備考

- 備考
- 1 用紙の表面には、無色透明の薄紙を貼着させるものとする。
 - 2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

第2種消防設備点検資格者免状

(その3)

表面

85mm

54mm

48mm

79mm

第2種消防設備点検資格者免状

氏 名 年 月 日 年 月 日 年 月 日

生 年 月 日 年 月 日 年 月 日

本 籍 年 月 日 年 月 日 年 月 日

交付年月日 交付番号

有効期限 年 月 日まで

登録講習機関名

写真 30mm

24mm

印

裏面

- 1 第2種消防設備点検資格者は、この免状に記載されている消防用設備等の種類に限り点検することができる。
 - 2 消防設備点検資格者は、免状の交付を受けた日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。
- なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合は、その旨を留意して再講習を受講すること。

点検を行うことができる消防用設備等の種類

自動火災警知設備、ガス漏れ火災警報設備、濃煙火災警報設備、消防機関へ通報する火災警知設備、非常警報装置、非常警報設備、避難器具、防煙灯、防煙設備、排煙設備、非常コンセント設備及び無線通信補助設備

備考

- 備考
- 1 用紙の表面には、無色透明の薄紙を貼着させるものとする。
 - 2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

○消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件(平成十六年消防庁告示第十七号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
別記様式（第4関係） 防火対象物点検資格者免状 表面 氏 名 生 年 月 日 本 籍 交付年 月 日 交付 番 号 有効期限 年 月 日まで 登録講習機関名 印 写 30mm 24mm 54mm 85mm 48mm 79mm 裏面 防火対象物点検資格者は、免状の交付を受けた日以降における最初の四月一日から原則として5年以内に再講習を受ける。新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。 なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合があるので、その旨を留意して再講習を受講すること。 備考 備考 1 用紙の裏面には、無色透明の糊紙を接着させるものとする。 2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。	別記様式（第4関係） 防火対象物点検資格者免状 表面 氏 名 生 年 月 日 本 籍 交付年 月 日 交付 番 号 有効期限 年 月 日まで 登録講習機関名 印 写 30mm 24mm 54mm 85mm 48mm 79mm 裏面 防火対象物点検資格者は、免状の交付を受けた日から原則として5年以内に再講習を受ける。新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。 なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合があるので、その旨を留意して再講習を受講すること。 備考 備考 1 用紙の裏面には、無色透明の糊紙を接着させるものとする。 2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

○ 消防法施行規則第五十一条の十三第三項において準用する同規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件(平成二十年消防庁告示第二十一号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
別記様式（第4 関係） 防災管理点検資格者免状 表面 54mm 85mm 48mm 79mm 30mm 24mm 印 氏 名 生 年 月 日 本 籍 交 付 年 月 日 交 付 番 号 有 効 期 限 登 録 講 習 機 関 名 氏 名 生 年 月 日 本 籍 交 付 年 月 日 交 付 番 号 有 効 期 限 登 録 講 習 機 関 名 写 真 裏面 防災管理点検資格者は、免状の交付を受けた日以降における最初の四月一日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。 なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合がありますので、その旨を留意して再講習を受講すること。 備考 備考 1 用紙の表面には、無色透明の薄板を接着させるものとする。 2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。	別記様式（第4 関係） 防災管理点検資格者免状 表面 54mm 85mm 48mm 79mm 30mm 24mm 印 氏 名 生 年 月 日 本 籍 交 付 年 月 日 交 付 番 号 有 効 期 限 登 録 講 習 機 関 名 氏 名 生 年 月 日 本 籍 交 付 年 月 日 交 付 番 号 有 効 期 限 登 録 講 習 機 関 名 写 真 裏面 防災管理点検資格者は、免状の交付を受けた日から原則として5年以内に再講習を修了し、新たな免状の交付を受けなければ資格を喪失する。 なお、講習を修了してから免状の交付を受けるまで日数を要する場合がありますので、その旨を留意して再講習を受講すること。 備考 備考 1 用紙の表面には、無色透明の薄板を接着させるものとする。 2 写真は、過去5年以内に撮影されたものとする。

○消防庁告示第九号

消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第三十四条第三項の規定に基づき、消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成十七年消防庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月十七日

消防庁長官 久保 信保

第一条第一号中「消防庁長官が指定する試験」を「予防業務全般及び防火査察、消防用設備等又は危険物に関する高度な知識及び技術についての試験として消防庁長官が確認したもの」に改める。

第六条を削る。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（予防技術検定の実施基準）

第三条 予防技術検定は、公正に、かつ、次条から第七条までに規定する基準（以下「予防技術検定基準」という。）に適合する方法により、行われなければならない。

第七条中「第五条第一項第一号」を「前条第一項第一号」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（予防技術検定の確認）

第八条 予防技術検定基準に適合する試験を行う者は、消防庁長官に対し、当該試験が予防技術検定に該当することの確認を求めることができる。この場合においては、当該者は、次の各号に掲げる書類を消防庁長官に提出するものとする。

一 当該者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地及び予防技術検定に該当することを消防庁長官が確認した試験を開始しようとする年月日を記載した申請書

二 当該者が行う試験が予防技術検定基準に適合することを証する書類

三 当該者が法人である場合にあつては、定款及び登記事項証明書

2 消防庁長官は、前項の規定による求めがあつた場合には、当該試験が予防技術検定基準に適合するものであることを確認するものとする。この場合において、消防庁長官は当該確認のために必要があると認めるときは、当該確認を求める者に対し、前項各号に掲げる書類のほか必要があると認められる書類の提出を求めることができる。

3 消防庁長官は、前項の規定により当該試験が予防技術検定基準に適合することを確認した場合においては、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該試験が予防技術検定に該当することを周知するものとする。

（消防庁長官による措置命令等）

第九条 消防庁長官は、前条第二項の規定により予防技術検定に該当することを確認した試験が予防技術検定基準に適合しなくなったと認めるときは、当該予防技術検定を行う者に対し、予防技術検定基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 消防庁長官は、予防技術検定の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、予防技術検定を行う者に対し、予防技術検定の業務に関し必要な報告を求めることができる。

（確認の取り消し）

第十条 消防庁長官は、予防技術検定を行う者が前条第一項の規定による命令に違反したとき又は同条第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、第八条第二項の規定により行った予防技術検定に該当することの確認を取り消すことができる。

2 消防庁長官は、前項の規定により予防技術検定に該当することの確認を取り消したときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を周知するものとする。

3 第一項の規定による処分は、前項の規定により周知することによってその効力を生ずる。

（予防技術検定の業務に係る休廃止の届出）

第十一条 予防技術検定を行う者は、予防技術検定に該当する試験を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもって、その旨を消防庁長官に届け出なければならない。

一 休止又は廃止の理由

二 休止又は廃止の時期

三 休止にあつては、その期間

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、
予防技術資格者の資格を定める件第一条第一号に規定する消防庁長官が指定する試験に合格している者は
、この告示による改正後の消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を
定める件第一条第一号に規定する予防技術検定に合格した者とみなす。

消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件の一部を改正する件 新旧対照表
 ○ 消防力の整備指針第三十四条第三項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成十七年消防庁告示第十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（予防技術資格者の資格） 第一条 消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第三十条第三項に規定する火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者は、次に掲げる者とする。 一 次条第一号に規定する資格を有する者であつて、<u>予防業務全般及び防火査察、消防用設備等又は危険物に関する高度な知識及び技術についての試験として消防庁長官が確認したもの</u>（以下「予防技術検定」という。）に合格したもののうち、火災の予防に関する業務（以下「予防業務」という。）に通算して二年以上従事した経験を有する消防職員 二 次条第二号から第四号までに規定する資格を有する者であつて、<u>予防技術検定に合格したもの</u>のうち、<u>予防業務に通算して四年以上従事した経験を有する消防職員</u> （予防技術検定の受検資格）	（予防技術資格者の資格） 第一条 消防力の整備指針（平成十二年消防庁告示第一号）第三十条第三項に規定する火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者は、次に掲げる者とする。 一 次条第一号に規定する資格を有する者であつて、<u>消防庁長官が指定する試験</u> （以下「予防技術検定」という。）に合格したもののうち、火災の予防に関する業務（以下「予防業務」という。）に通算して二年以上従事した経験を有する消防職員 二 次条第二号から第四号までに規定する資格を有する者であつて、<u>予防技術検定に合格したもの</u>のうち、<u>予防業務に通算して四年以上従事した経験を有する消防職員</u> （予防技術検定の受検資格）

第二条 予防技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 別表第一及び別表第二に定める講習並びに別表第三から別表第五までのいずれかに定める講習の課程を修了した者
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、高等専門学校又は大学院において理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者

三 学校教育法による大学、高等専門学校又は大学院において機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する授業科目を履修して、大学にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十三号）高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）及び大学院にあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）による単位を通算して二十単位以上修得した者

四 予防業務に一年以上従事した経験を有する消防職員

（予防技術検定の実施基準）

第三条 予防技術検定は、公正に、かつ、次条から第七条までに規定する基準（以下「予防技術検定基準」という。）に適合する方法により、行われなければならない。

（予防技術検定の方法）

第二条 予防技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 別表第一及び別表第二に定める講習並びに別表第三から別表第五までのいずれかに定める講習の課程を修了した者
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、高等専門学校又は大学院において理工系又は法学系の学科又は課程を修めて卒業した者

三 学校教育法による大学、高等専門学校又は大学院において機械、電気、工業化学、土木、建築又は法律に関する授業科目を履修して、大学にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十三号）高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）及び大学院にあつては大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）による単位を通算して二十単位以上修得した者

四 予防業務に一年以上従事した経験を有する消防職員

（予防技術検定の方法）

第四条 予防技術検定は、筆記により行う。

(予防技術検定の実施区分)

第五条 予防技術検定は、次の区分ごとに行う。

- 一 防火査察
- 二 消防用設備等
- 三 危険物

(予防技術検定の検定科目)

第六条 予防技術検定の検定科目は、次のとおりとする。

- 一 共通科目 予防業務全般に関する一般知識
- 二 専攻科目 次の表の上欄に掲げる検定の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる科目に応じた下欄に掲げる範囲に関する知識

検定の区分	科目	科目の範囲
防火査察	一 立入検査 二 防火管理 三 違反処理	消防法（昭和二十三年法律 第百八十六号。以下「法」 という。）第三条から法六 条まで、法第八条から法第 九条の二まで及び法第十七 条の四並びにこれらに関す る法律、政令、省令及び告

第三条 予防技術検定は、筆記により行う。

(予防技術検定の実施区分)

第四条 予防技術検定は、次の区分ごとに行う。

- 一 防火査察
- 二 消防用設備等
- 三 危険物

(予防技術検定の検定科目)

第五条 予防技術検定の検定科目は、次のとおりとする。

- 一 共通科目 予防業務全般に関する一般知識
- 二 専攻科目 次の表の上欄に掲げる検定の区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる科目に応じた下欄に掲げる範囲に関する知識

検定の区分	科目	科目の範囲
防火査察	一 立入検査 二 防火管理 三 違反処理	消防法（昭和二十三年法律 第百八十六号。以下「法」 という。）第三条から法六 条まで、法第八条から法第 九条の二まで及び法第十七 条の四並びにこれらに関す る法律、政令、省令及び告

消防用設備等		示等並びにこれらに関する業務
一 消防同意 二 消防用設備等 三 建築基準法令	一 危険物の性質 二 危険物規制	法第七条、法第十七条から 法第十七条の十四まで及び 法第四章の二並びにこれら に関する法律、政令、省令 及び告示等並びにこれらに 関する業務
危険物		法第九条の三、法第九条の 四及び法第三章並びにこれ らに関する法律、政令、省 令及び告示等並びにこれら に関する業務

2 一 区分以上の検定に合格している者で、他の区分の検定を受けるものについては、申請により、前項第一号の検定科目を免除するものとする。

消防用設備等		示等並びにこれらに関する業務
一 消防同意 二 消防用設備等 三 建築基準法令	一 危険物の性質 二 危険物規制	法第七条、法第十七条から 法第十七条の十四まで及び 法第四章の二並びにこれら に関する法律、政令、省令 及び告示等並びにこれらに 関する業務
危険物		法第九条の三、法第九条の 四及び法第三章並びにこれ らに関する法律、政令、省 令及び告示等並びにこれら に関する業務

2 一 区分以上の検定に合格している者で、他の区分の検定を受けるものについては、申請により、前項第一号の検定科目を免除するものとする。

(予防技術検定の実施に関する事務を行う者)

第六条 予防技術検定の実施に関する事務は、消防庁長官が指定する者が実施するものとする。

(合格基準)

第七条 検定の合格基準は、前条第一項第一号の共通科目及び同項第二号の専攻科目の合計の成績が六十パーセント以上であることとする。

(予防技術検定の確認)

第八条 予防技術検定基準に適合する試験を行う者は、消防庁長官に対し、当該試験が予防技術検定に該当することの確認を求めることができる。この場合においては、当該者は、次の各号に掲げる書類を消防庁長官に提出するものとする。

一 当該者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地及び予防技術検定に該当することを消防庁長官が確認した試験を開始しようとする年月日を記載した申請書

二 当該者が行う試験が予防技術検定基準に適合することを証する書類

三 当該者が法人である場合にあっては、定款及び登記事項証明書

2

消防庁長官は、前項の規定による求めがあつた場合には、当該試験が予防技術検定基準に適合するものであることを確認するものとする。この場合において、消防庁長官は当該確認のために必要があると認めるときは、当該確認を求める者に対し、前項各号に掲げる書類のほか必要があると認められる書類の提出を求める

(合格基準)

第七条 検定の合格基準は、第五条第一項第一号の共通科目及び同項第二号の専攻科目の合計の成績が六十パーセント以上であることとする。

ことができる。

3 消防庁長官は、前項の規定により当該試験が予防技術検定基準に適合することを確認した場合においては、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該試験が予防技術検定に該当することを周知するものとする。

（消防庁長官による措置命令等）

第九条 消防庁長官は、前条第二項の規定により予防技術検定に該当することを確認した試験が予防技術検定基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該予防技術検定を行う者に対し、予防技術検定基準に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 消防庁長官は、予防技術検定の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、予防技術検定を行う者に対し、予防技術検定の業務に関し必要な報告を求めることができる。

（確認の取り消し）

第十条 消防庁長官は、予防技術検定を行う者が前条第一項の規定による命令に違反したとき又は同条第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、第八条第二項の規定により行つた予防技術検定に該当することの確認を取り消すことができる。

- 2 消防庁長官は、前項の規定により予防技術検定に該当すること
の確認を取り消したときは、インターネットの利用その他の適切
な方法により、その旨を周知するものとする。
- 3 第一項の規定による処分は、前項の規定により周知すること
よってその効力を生ずる。

(予防技術検定の業務に係る休業止の届出)

第十一条 予防技術検定を行う者は、予防技術検定に該当する試験
を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げ
る事項を記載した書面をもって、その旨を消防庁長官に届け出な
ければならない。

- 一 休止又は廃止の理由
- 二 休止又は廃止の時期
- 三 休止にあつては、その期間